

9.9 自然との触れ合い活動の場

9.9.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及び選択理由は、表9.9-1に示すとおりである。

表 9.9-1 調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア. 既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ. 現地調査

現地調査により、計画地及びその周辺の公園等の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.9-2に示すとおりである。

表 9.9-2 調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
自然との触れ合いの活動の場調査	春季	平日：平成26年5月14日(水) 休日：平成26年5月11日(日)	6:30～17:00
	夏季	平日：平成26年8月8日(金) 休日：平成26年8月9日(土)	6:30～17:00
	秋季	平日：平成26年11月4日(火) 休日：平成26年11月3日(月・祝)	6:30～16:30
	冬季	平日：平成27年1月16日(金) 休日：平成27年1月17日(土)	6:30～16:30

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成23年東京都区部」(平成25年3月 東京都都市整備局)等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市公園法（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都海上公園条例（昭和 50 年条例第 107 号）の法律の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「海の森（仮称）構想」（平成 17 年 2 月 東京都港湾局）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア. 自然との触れ合い活動の場の状況

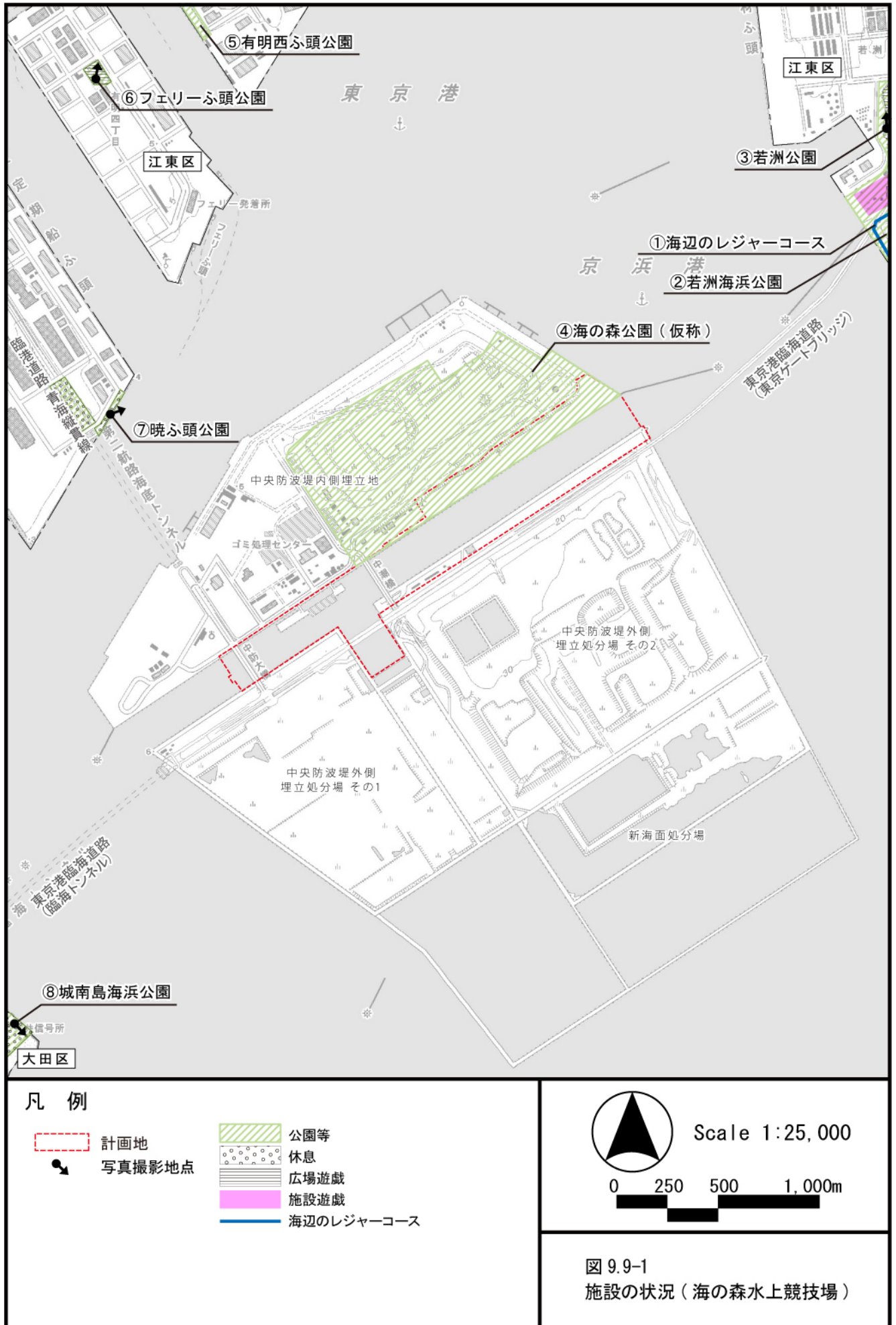
自然との触れ合い活動の場としては、緑や水辺空間といった自然に親しむことができる公園を抽出した。

計画地及びその周辺は、「海の森公園（仮称）」の整備が進められている。計画地の北東には若洲海浜公園と隣接する若洲公園、北西には暁ふ頭公園、フェリーふ頭公園、有明西ふ頭公園が存在する。

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.9-3、図 9.9-1 に、状況は写真 9.9-1 に示すとおりである。

表 9.9-3 自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区 分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道、道路	①	海辺のレジャーコース	キャンプ場ー風車ーサイクリングロードー若洲海浜公園ー若洲ゴルフリンクスー若洲ヨット訓練所	若洲エリアで自然に囲まれながら多彩なアウトドアレジャーを楽しめるコース。若洲海浜公園を一周する、4.5km のサイクリングロードでは開放的な海辺の景観が楽しめる。
公園	②	若洲海浜公園	江東区若洲三丁目（約 30,100m ² ）	ゴルフリンクス、ヨット訓練所のほか、海釣り施設、人工磯、サイクリングロードなどの関連施設からなる海上公園。
	③	若洲公園	江東区若洲三丁目（約 87,000m ² ）	ウォーターフロントに立地し、潮風をうけながら、アウトドアを満喫できる都内有数の区立公園。
	④	海の森予定地	東京都江東区青海三丁目地先（約 880,000m ² ）	ごみの埋立地から、大きな森の特徴を持つ海に囲まれた緑豊かな公園として整備を進めている。
	⑤	有明西ふ頭公園	江東区有明三丁目（約 10,300m ² ）	東京ビッグサイト等に隣接した公園で、運河を行き交う水上バスや観覧車を眺めながらのんびりできる公園。
	⑤	フェリーふ頭公園	江東区有明四丁目（約 9,300m ² ）	ソフトボールや草野球などの軽スポーツが楽しめる広場があり、周辺で働く方の憩いの公園。
	⑦	暁ふ頭公園	東京都江東区青海三丁目・四丁目（約 15,500m ² ）	芝生広場、海辺の散歩道があり、散策やのんびり過ごすのに最適な公園である。
	⑧	城南島海浜公園	大田区城南島四丁目 2 番 2 号（約 190,400m ² ）	芝生広場やみなと広場のほか、隣接した砂浜で砂あそびや散歩が楽しめる。オートキャンプやバーベキュー利用が可能な多目的な海上公園。





①海辺のレジャーコース



②若洲海浜公園



③若洲公園



④「海の森公園（仮称）」



⑤有明西埠頭公園



⑥フェリーふ頭公園



⑦暁ふ頭公園



⑧城南島海浜公園

写真 9.9-1 自然との触れ合い活動の場の状況

イ. 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

自然との触れ合い活動の場が持つ機能は、表 9.9-4 に示すとおりである。

計画地周辺は、若洲海浜公園、暁ふ頭公園、若洲公園キャンプ場等の施設が存在し、キャンプ、レンタサイクル、釣り、バーベキュー等の多様なレクリエーションが楽しめる場所となっている。

平日の利用形態としては、各施設ともに散策や休息が多く確認された。暁ふ頭公園、若洲海浜公園では、平日、休日ともに公園南側の堤防付近で釣り利用が見られた。

休日の利用形態は、暁ふ頭公園、有明西ふ頭公園では釣り利用、フェリーふ頭公園では少年野球の利用、キャンプ場では宿泊キャンプとバーベキューが見られた。若洲海浜公園では、ゴルフリンクスでのゴルフ場の利用者数が多く見られた。有明西ふ頭公園、キャンプ場では平日と比較して、休日の散策利用やサイクリング等の利用者数が多く見られた。

表 9.9-4 自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区 分	番号	名称	場が持つ機能
遊歩道、 道路	①	海辺のレジャーコース	海辺のレジャーコースでは、開放的な海辺沿いのサイクリングコースを中心として、サイクリング利用が見られる。また、若洲公園内では四季折々の花木を楽しみながら散策、ジョギング等の利用が見られる。
公園	②	若洲海浜公園	若洲ゴルフリンクス、ヨット訓練所、海釣り施設、人工磯、サイクリングロードなどの関連施設があり、都心部におけるゴルフ利用やヨット利用等、開放的な空間での施設利用が見られる。釣り利用も同様に、東防波堤の上部約 570 メートルを兼用したと延長 450 メートルの人工磯があり、開放的な空間での利用が見られる。
	③	若洲公園	公園内の多目的広場では、遊具遊びや広場利用が見られる。公園内の西側にはキャンプ場があり、休日を中心として宿泊キャンプとバーベキュー利用が見られる。また、サイクル施設（貸し自転車）があり、園内や海辺のレジャーコースではサイクリング利用が見られる。
	④	海の森予定地	レクリエーション、休憩等の多目的広場利用機能、林間レクリエーション機能、森林保全観察機能、防風・防潮機能を有する公園予定地となっている。計画地の北側では、植樹活動によって広く植栽樹が生育している。
	⑤	有明西ふ頭公園	東京ビッグサイト等に隣接した南北に長い公園で、運河を行き交う水上バスや観覧車を眺めながらのんびりできる公園である。園内の遊歩道や運河沿いのデッキやベンチでは、散策利用や 休息利用が見られるほか、サイクリングやジョギング等の利用が見られる。また、公園の運河沿いでは釣り利用が見られる。大きな樹木が連続し、計画地側にはサクラが植栽され、運河と接しているためバードウォッチ等の自然観察等の利用が可能である。
	⑥	フェリーふ頭公園	有明四丁目の物流倉庫等に囲まれた海上公園で、広い芝生広場と周辺には高木植栽に囲まれた遊歩道が整備されている。芝生広場では、ソフトボールや草野球等の軽スポーツ利用が見られ、平日は周辺で働く方の憩いの場として、休日は少年野球の練習場として利用されている。また、遊歩道での散策や、ベンチでの休息利用が見られる。
	⑦	暁ふ頭公園	東京臨海副都心青海地区の南端に位置する海上公園で、散歩、バーベキュー、釣り等の利用が見られる。また、園内の芝生広場には遊歩道が整備され、散策利用が見られる。
	⑧	城南島海浜公園	城南島の東端に位置し、芝生広場やみなと広場と隣接して砂浜があり、広場遊戯や散策、砂遊び等の利用が見られる。また、東京港に出入りする大型船や羽田空港を飛び立つ飛行機を間近に見ながら休息利用が見られる。公園内にはオートキャンプ、バーベキュー施設があり、休日を中心として多数の利用者が見られる。

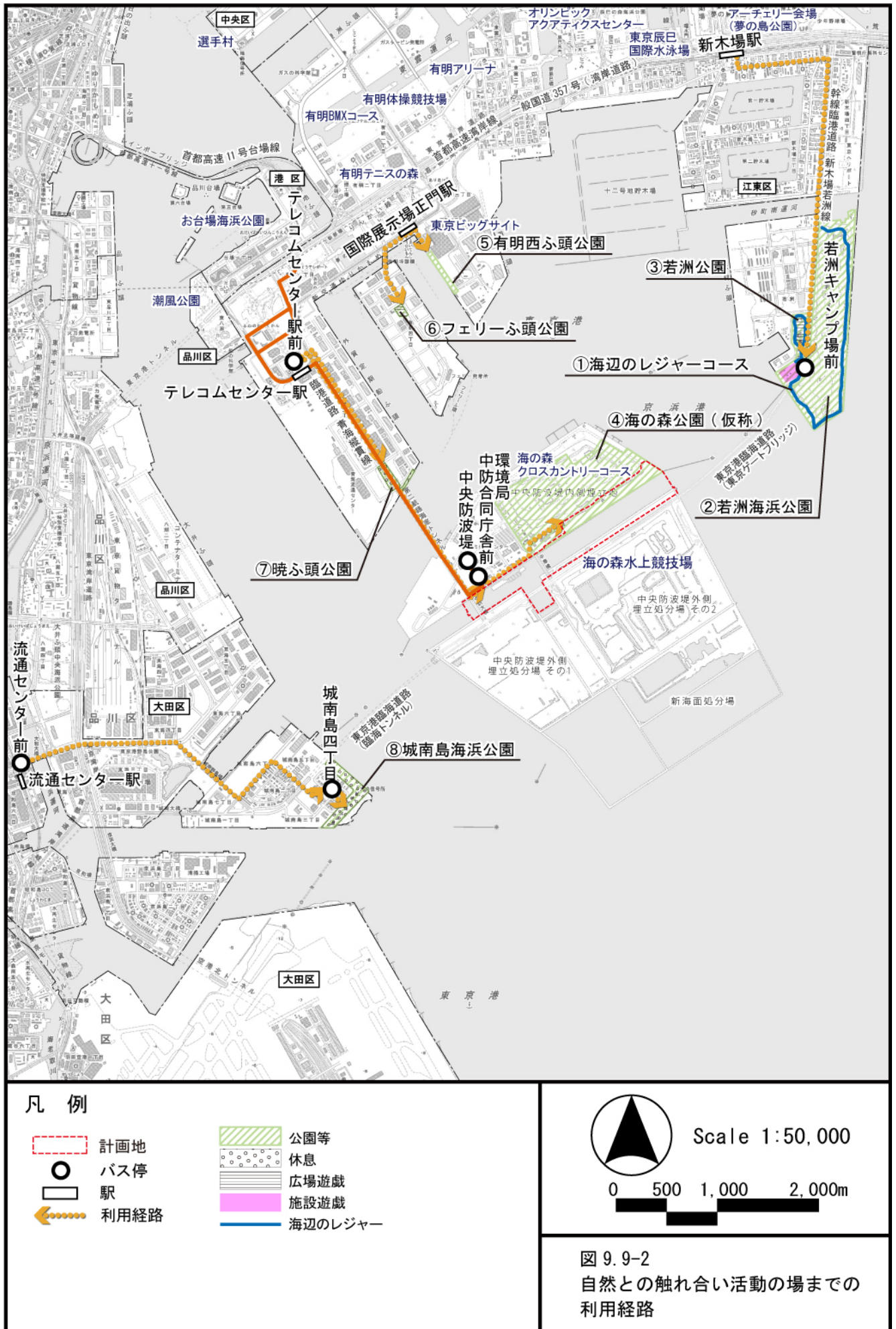
ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路

アクセス経路（歩行者動線計画）の状況は、「7.2.4 事業の基本計画（5）歩行者動線計画」（p.25 参照）に示したとおりである。

また、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.9-5 及び図 9.9-2 に示すとおりである。

表 9.9-5 自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区 分	番号	名称	駅名	距離	標準所用時間
遊歩道、 道路	①	海辺のレジャーコース	新木場駅	4,200m	バス約 15 分 徒歩約 5 分
公園	②	若洲海浜公園	新木場駅	3,000m	バス約 5 分 徒歩約 3 分
	③	若洲公園	新木場駅	4,000m	バス約 11 分 徒歩約 0 分
	④	海の森予定地	テレコムセンター駅	4,300m	バス約 18 分 徒歩約 11 分
	⑤	有明西ふ頭公園	国際展示場正門駅	550m	徒歩約 8 分
	⑥	フェリーふ頭公園	国際展示場正門駅	1,100m	徒歩約 15 分
	⑦	暁ふ頭公園	テレコムセンター駅	1,700m	徒歩約 21 分
	⑧	城南島海浜公園	流通センター駅	3,900m	バス約 24 分 徒歩約 3 分



2) 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3)地形及び地物の状況」(p.67 参照)に示したとおりである。計画地は、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側埋立処分場及びその間の東西水路に位置する。

計画地の地盤面は、T.P. +1.5m～T.P. +5m 程度の平坦な地形である。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 4)土地利用の状況」(p.67 参照)に示したとおりである。計画地及びその周辺の土地利用は、供給処理施設、官公庁施設、屋外利用地・仮設建物となっている。計画地西側に供給処理施設、官公庁施設、専用工場、倉庫・運輸関係施設が存在し、計画地北側の一部は「海の森公園（仮称）」となっている。

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.9-6 に示すとおりである。

表 9.9-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (都市公園の管理) 第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 (緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画) 第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 (国、地方公共団体及び住民の責務) 第三条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
東京都海上公園条例 (昭和 50 年条例第 107 号)	(目的) 第一条 この条例は、海上公園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定め、海上公園の整備の促進及び利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全及び回復を図り、もって都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。 (海上公園事業及び海上公園計画) 第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、次の事業(以下「海上公園事業」という。)を行う。 1 海上公園の整備に関すること。 2 海上公園の利用公開に関すること。 3 海上公園における都民のレクリエーション活動の援助に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.9-7 に示すとおりである。

表 9.9-7 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
海の森（仮称）構想 (平成 17 年 2 月 東京都港湾局)	臨海部における今日的課題に対する自然環境の再生や、東京の新しい顔となるような公園のあり方等を検討し、ごみの埋立地を、大きな森の特徴を持つ海に囲まれた緑豊かな公園とする海の森（仮称）づくりを示した構想である。 海の森（仮称）がめざすもの「海を活かし、森をつくり、人を育てる」 (1)「自然環境の再生」の取組を進める (2)「活気ある個性的な公園」づくりを進める (3)「新しい事業手法の展開」により公園づくりを進める

9.9.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

- 1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
- 2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
- 3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の実施に伴う建設工事、競技の実施等において、自然との触れ合い活動の場及び自然との触れ合い活動に変化が生じるとされる時点とし大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地北側は現在整備中の「海の森公園（仮称）」の一部であるが未公開地である。計画地南側は中央防波堤外側埋立処分場であり、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。

事業の実施により、図 7.2-10（p.28 参照）に示すとおり、計画地の北側には「海の森公園（仮称）」と一体感のある地上部緑化を行い、計画地南側には常緑樹による防風植栽を設置する計画としており、この緑化された空間は新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものと予測する。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地は「海の森公園（仮称）」の一部であるが未公開地であり、計画地北側では公園の整備が進められ、植樹や環境イベント等の活動が行われている。

事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。また、工事の実施にあたっては、低公害型の工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。また、計画地からの工事用車両の出入りに際しては、交通整理員を配置する計画としていることから、「海の森公園（仮称）」における自然との触れ合い活動は継続されると予測する。

事業の実施に当たっては、東西に長い敷地を楽しく歩けるように植栽によって変化のある歩道とするほか、海の森との一体感を演出するために周回道路沿いに緑の帯を形成する計画であり、周辺の自然との触れ合い活動も含めた利用者の利便性が向上するものと予測する。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

事業の実施に伴う工事用車両の走行に関しては、計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者の通行に支障を与えない計画としている。また、大会開催後には計画地北側の臨港道路中防内5号線が平成32年度に供用予定であり、東西水路沿いの一般道路と現中潮橋北側付近で交差するが、一般道路の歩行者動線を阻害しない計画としており、自然との触れ合い活動の場までの利用経路への影響は小さいと予測する。



図 9.8-3 海の森水上競技場配置イメージ

9.9.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・計画地の北側には「海の森公園（仮称）」と一体感のある地上部緑化を行い、計画地南側には常緑樹による防風植栽を設置する計画としている。
- ・低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底し、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。
- ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う大気汚染、騒音・振動の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。
- ・計画建築物の建設に伴い、周辺道路の歩道を整備し、現中潮橋北側付近の交差点に歩行者用信号、横断歩道を設置することを、都として調整する。

9.9.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地北側は「海の森公園（仮称）」の一部であるが、現状において自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、「海の森公園（仮称）」と、その周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。

事業の実施に当たっては、計画地の北側には「海の森公園（仮称）」と一体感のある地上部緑化を行い、計画地南側には常緑樹による防風植栽を設置する計画としており、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されると考える。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ、計画地内に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実し、評価の指標は満足するものとする。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

事業の実施により、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場を直接改変することはない。工事の実施に当たっては、低公害型の工事用車両の採用等により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。また、計画地からの工事用車両の出入りに際しては、交通整理員を配置する計画としているほか、工事用車両の計画的かつ効率的な運行管理や、安全走行の徹底を行うことにより、計画地周辺の自然との触れ合い活動の阻害が生じないよう配慮を行う。

事業の実施に当たっては、東西に長い敷地を楽しく歩けるように植栽によって変化のある歩道とするほか、海の森との一体感を演出するために周回道路沿いに緑の帯を形成する計画であり、都民の憩いの場と周辺施設との動線が確保されることから、自然との触れ合い活動は促進されるものとする。また、締切堤上部に通路が整備されることから、現在、中央防波堤外側埋立処分場のある計画地南側との連続性が確保されるなど、新たなレクリエーション活動の場が創出されることにより、自然との触れ合い活動は促進されるものとする。

以上のことから、周辺地域における自然との触れ合い活動が促進され、評価の指標を満足するものとする。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、近接する都営バス（波 01 系統）環境局中防合同庁舎前バス停から中潮橋北側の交差点まではマウントアップやガードレールの組合せによる歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。中潮橋から東側については、歩車道は分離されていないが、工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画としている。また、計画建築物の建設に伴い、周辺道路の歩道を整備し、現中潮橋北側付近の交差点に歩行者用信号、横断歩道を設置することを検討することとしており、利用経路に与える影響は小さいと考える。

以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものとする。

